

電気さく感電死傷事故への 政府の対応状況について

平成27年8月19日

経済産業省 電力安全課

(1) 事故後の政府の対応状況

○ 7月19日の事故発生を受け、7月21日に「鳥獣害対策関係省庁連絡会議」を開催した上で、過去の事故時を上回る対応を実施。

○安全対策の周知

- 関係各省からの幅広い周知
 - － 学校、国立公園、猟友会など、計**1,848事業者・団体**へ周知 (8/18現在)
 - － 地方部局等を通じ、地方公共団体(**47都道府県、1,741市区町村**)へ周知(7/21)
 - － 消費者庁では、一般消費者向けのプレスリリースを実施 (7/21)
- 経産省では、周知活動として、以下の取組を実施
 - － 新たにパンフレットを作成し、関係省庁及び全地方公共団体に配布。当省のツイッター、フェイスブック、ホームページ、メールマガジンを通じて周知 (7/28 - 29)
 - － 電気使用安全月間の取組として、安全セミナーでの説明やパンフレットの街頭配布などを実施 (8月)

○安全点検の実施

- 農水省：農牧地等に設置されている電気さくの**安全点検を実施** (7/21 - 8/7)
- 経産省：ゴルフ場等に設置されている電気さくの**安全点検を実施** (7/24 - 実施中)
- 環境省：国立公園等に設置されている電気さくの**安全点検を実施** (7/21-8/17)

(2) 各省庁からの所管団体等への注意喚起依頼状況

(合計1848事業者・団体 8/18現在)

省庁名	周知先	団体数
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・各地方農政局 ・北海道、沖縄総合事務局 ・全国農業協同組合中央会(JA全中)、全国農業会議所、 ・全国農業協同組合連合会(JA全農)、日本草地畜産種子協会、 ・中央畜産会 等農林水産業関係団体 	100
環境省	<ul style="list-style-type: none"> ・各地方環境事務所、各都道府県鳥獣保護管理関係部局、 ・一般社団法人 大日本猟友会 	58
警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人 日本体育協会、公益社団法人 日本ライフル射撃協会 ・一般社団法人 日本クレイ射撃協会、一般社団法人 全日本指定射撃場協会 ・一般社団法人 日本猟用資材工業会、一般社団法人 全日本狩猟倶楽部 ・一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会 	7
文部科学省・文化庁	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県・政令指定都市教育委員会文化財担当部署・施設担当部署 ・国公立大学・高等専門学校施設担当部局 ・大学共同利用機関担当部局 等 	1578
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局 	10
消費者庁	<ul style="list-style-type: none"> ・プレスリリース、各都道府県・政令指定都市消費者行政担当部局 等 	68
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・電気保安関係団体(電気保安協会全国連絡会、全国電気管理技術者協会連合会等) ・小売・ネット通販事業者(日本DIY協会、日本チェーンストア協会等)、 ・ゴルフ場関係団体(日本ゴルフ場経営者協会、全日本ゴルフ練習場連盟) 等 	27

(3) 安全対策の周知

- 経済産業省では、電気さくを販売するインターネット通販サイトやホームセンター、家電量販店等にも、安全対策の周知を要請。
- これを受け、例えば、Amazonでは、ホームページに注意喚起を表示。



ホームセンターでの注意喚起の例



(4) 安全点検の結果

① 農水省による農牧地等の安全点検の結果 (8/17時点)

- 都道府県等に対し、安全点検の実施を要請 (7/21~8/17)。
- 電気さくの設置が確認された99,696件の点検箇所のうち、7.1% (7,090件)で十分な安全対策が講じられていなかった。

【不適切な7,090件の内訳 (件)】 ※1箇所でも複数該当あり

危険表示	漏電遮断器	開閉器	電源装置
6,713	606	49	22

(注) 現時点では、技術基準に照らし法令違反となっているか否かは、必ずしも明らかでない。

② 経産省によるゴルフ場等の安全点検の結果 (8/18時点)

- 業界団体に対し、安全点検の実施を要請 (7/24~継続中 (2,132事業所中572事業所から回答有り))。
- 現在までに電気さくの設置が確認された181件の点検箇所のうち、8.2% (15件)で十分な安全対策が講じられていなかった。

【不適切な15件の内訳 (件)】 ※1箇所でも複数該当あり

危険表示	漏電遮断器	開閉器	電源装置
6	11	-	-

(注) 現時点では、技術基準に照らし法令違反となっているか否かは、必ずしも明らかでない。

③ 環境省による国立公園等の安全点検の結果 (8/18時点)

- 電気さくが設置されている4施設のうち2施設で危険表示がされていなかった。
- 8/17までに改善済。

平成 27 年 7 月 21 日

鳥獣害対策用の電気さくに関する注意喚起

7月19日、静岡県で、川岸に設置された動物よけの電気さくにより、川遊びをしていた家族連れら7人が感電し、2人が死亡するという痛ましい事故が発生しました。

電気さくは、鳥獣による被害防止等の目的で設置されるものであり、インターネット等でも容易に入手することができますが、適切な方法で設置しないと人に重大な危害を及ぼすおそれがあります。

電気さくを設置する場合は、電気事業法の規定に基づく適切な感電防止対策を講じてください。また、電気さくを見掛けたら近付かないようにしましょう。

1. 電気さくの設置者の方へ

電気事業法（昭和39年法律第170号）の規定に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）では、電気さくの設置に当たっては感電防止のための適切な措置を講じることが必要とされています。

電気さくを設置する方は、以下の事項を守り適切な感電防止対策を行ってください。

- ① 危険である旨の表示 をすること。
- ② 感電により人に危険を及ぼすおそれのないように出力電流が制限される電気さく用電源装置 を用いること。
- ③ 使用電圧30V以上の電源から電気の供給を受け、かつ、人が容易に立ち入る場所に電気さくを設置するときは、漏電遮断器を設置 すること。
- ④ 容易に開閉できる箇所に専用の開閉器を設置 すること。

2. 電気さくに近付かないように

電気さくには危険表示が法的に義務付けられており、例えば、「危険」、「さわるな」、「電気さく使用中」の表示があります。こうした危険表示のあるさくは電気さくが用いられており、感電の可能性がありますので、近付かないようにしましょう。

<本件に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課 吉本、高瀬、小野寺

TEL : 03 (3507) 9137 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

URL : <http://www.caa.go.jp/>

電気さく感電死傷事故への環境省の対応について

平成27年8月19日

環境省自然環境局

1 安全対策の周知

都道府県の鳥獣保護管理部局に対して、関係部局が連携の上、現場の関係機関等に対する安全確保対策の周知徹底を図るように通知するとともに、鳥獣捕獲関係団体に対しても周知。

2 安全点検の実施

一部の環境省直轄施設において、ヒグマ対策や希少種保護を目的とした電気さくが設置されていたため、地方環境事務所を通じて、安全確保対策の確認を行った結果、一部に危険表示がなされていないことが確認されたが、8月17日までに全て危険表示の設置が行われたところ。

【点検の結果】

- 4施設に設置されていた電気さくのうち、2施設において危険表示がなかった（既に危険表示を設置済み）。

電気柵の安全対策に係る点検結果及び農林水産省の対応について

平成 27 年 8 月 19 日
農 林 水 産 省 生 産 局

1. 電気柵の安全対策に係る点検結果について

先月、静岡県で発生した、電気柵に起因する死傷事故を受け、既設の電気柵について、危険である旨の表示や漏電遮断器の設置などの安全対策が行われているか、点検を実施した結果、今月 17 日までに都道府県等から農林水産省に報告のあった全国約 10 万箇所に設置された電気柵のうち、約 7 千箇所（約 7 %）で安全対策が適切に講じられていないことが確認されました。

【点検結果の概要】

○ 99,696 箇所に設置された電気柵のうち、7,090 箇所にて不適切な事例を確認。

- | | | | |
|----------------|---------|------------------|-------|
| ① 危険表示なし等 | 6,713 件 | ③ 漏電遮断器が未設置等 | 606 件 |
| ② 適切な電源装置を不使用等 | 22 件 | ④ 開閉器（スイッチ）が未設置等 | 49 件 |

（注 1 箇所に複数の不適切な事例が含まれることがある。）

2. 農林水産省の対応について

(1) 不適切な事例が多数確認された背景として、設置者に安全対策が正しく認知されていなかったことが大きな要因と考えられます。

また、電気柵は農作物の生育等に合わせて設置と撤去を繰り返すために、危険である旨の表示を掲示し忘れた等の報告もあることから、安全対策に係る周知・指導は、継続的かつ反復的に行う必要があると考えられます。

(2) これらを踏まえ、電気柵に起因する事故防止に万全を期すため、農林水産省として、

- ① 都道府県や農業団体等に対して、安全対策の周知・指導の徹底を幅広く、継続的・反復的に行うよう、8 月 19 日付けで改めて通知（別添）にて依頼する予定です。
- ② また、安全対策のさらなる周知を図るため、経済産業省等とともに普及啓発用のポスターを新たに作成しており、完成次第（8 月下旬）、全市町村、農業団体、電気柵関係資材の販売団体等に配布する予定です。
- ③ さらには、農林水産省が毎年展開している農作業安全確認運動において、電気柵の安全対策についても取り組むこととし、農作業安全対策の一環として、今後も継続して注意喚起等を行ってまいります。

(3) なお、今回確認された、重大事故につながりうる「適切な電源装置を使用していない」事例や「漏電遮断器が設置されていない」事例について、設置の経緯や状況等を精査し、今後の指導等に反映させてまいります。

（以上）

電気さくの安全対策に係る点検結果について

(平成27年8月17日までに都道府県等から農林水産省に報告のあったもの)

都道府県等	電気さく設置 市町村数	点検箇所数	不適切事例 がある 市町村数	不適切事例 総箇所数	不適切事例 内容			
					危険表示 関係	電源装置 関係	漏電遮断器 関係	開閉器 関係
合計	1,315	99,696	508	7,090	6,713	22	606	49
北海道	137	9,756	31	958	931	1	212	1
青森県	30	341	5	11	11	0	0	0
岩手県	33	1,609	17	165	146	0	26	0
宮城県	26	2,834	12	306	293	1	13	0
秋田県	17	241	9	39	32	0	2	11
山形県	23	597	10	84	83	0	2	0
福島県	51	2,695	19	206	202	0	4	8
茨城県	29	1,162	4	16	16	0	0	0
栃木県	24	3,113	16	439	415	1	35	0
群馬県	28	874	16	62	61	0	7	1
埼玉県	36	712	17	47	38	1	11	1
千葉県	30	3,928	14	206	201	0	6	0
東京都	13	139	1	2	2	0	0	0
神奈川県	21	790	6	89	89	0	0	0
山梨県	26	1,496	9	109	106	0	3	0
長野県	62	392	7	12	12	0	0	0
静岡県	34	4,086	27	757	712	10	50	2
新潟県	18	1,836	5	61	61	0	0	0
富山県	14	4,664	1	5	4	0	1	0
石川県	15	523	1	9	9	0	0	0
福井県	17	978	10	44	41	0	4	1
岐阜県	33	6,687	6	17	17	0	0	0
愛知県	17	136	6	24	22	0	2	0
三重県	25	1,028	10	117	107	0	10	0
滋賀県	17	212	14	53	46	0	8	0
京都府	22	1,283	11	99	78	2	20	0
大阪府	24	1,099	7	44	44	0	0	0
兵庫県	34	2,969	16	391	377	0	15	1
奈良県	25	375	8	40	37	0	0	3
和歌山県	29	2,908	6	214	214	0	0	0
鳥取県	17	630	9	58	58	0	0	0
島根県	17	1,016	8	151	128	4	27	0
岡山県	25	1,441	5	8	6	0	2	0
広島県	23	1,422	10	186	148	0	48	2
山口県	19	1,808	13	354	320	0	26	11
徳島県	19	1,190	7	91	69	0	33	0
香川県	16	572	7	29	27	0	2	0
愛媛県	19	1,638	7	67	64	0	3	0
高知県	32	1,069	18	185	182	0	1	4
福岡県	49	3,793	20	423	421	0	2	0
佐賀県	20	2,750	15	341	339	0	2	0
長崎県	20	9,216	2	6	0	0	6	0
熊本県	43	1,893	18	178	178	0	0	1
大分県	17	7,198	0	0	0	0	0	0
宮崎県	26	3,159	17	78	78	0	0	0
鹿児島県	36	1,035	26	268	255	2	15	1
沖縄県	7	257	5	19	17	0	3	0
関係機関	—	146	—	22	16	0	5	1

注1) 表中の「関係機関」は、電気さくを設置している農林水産省所管の独立行政法人や関係団体等、11の関係機関

注2) 1箇所に複数の不適切事例が含まれることがあるため、表中の「不適切事例 内容」の総数と「不適切事例総箇所数」が一致しない場合がある

案

27生産第1496号
27生畜第827号
平成27年8月19日

各地方農政局生産部長 殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿
北海道農政部長 殿

(農林水産省)*生産局農産部農業環境対策課長
畜産部畜産振興課長

鳥獣による農作物等の被害の防止に係る電気さく施設における安全確保について（再度の周知徹底）

本年7月に発生しました、鳥獣被害防止のために設置された電気さくに起因する死傷事案を受け、全国の既設の電気さくについて、適切な電気さく用電源装置の使用や漏電遮断器の設置等の安全対策が必要に応じて行われているかなどの点検を緊急的に実施した結果、別紙1のとおり全国7,090箇所において適切な安全対策が講じられていないことが確認されました。このうち、大半は「危険である旨の表示がなされていない」事案でしたが、重大事故につながるおそれのある「適切な電気さく用電源装置を用いていない」事案や「漏電遮断器を設置していない」事案も確認されています。不適切な事案が多数確認された背景として、電気さくの安全対策に関して、設置者の認知が十分でなかったことが大きな要因であると考えられます。また、電気さくは農作物の生育等に合わせて設置と撤去を繰り返すために、危険である旨の表示を掲示し忘れたなどの報告もありました。

電気さくの安全対策については、平成27年7月21日付け課長通知（別紙2）にて都道府県及び農業団体等に対して周知徹底を依頼したところですが、これらの点検結果を踏まえ、電気さくによる感電事故の再発防止に万全を期すため、〔貴管下都府県に対して、〕下記の事項について依頼願います（北海道あて：お願いします）。

また、経済産業省及び日本電気さく協議会とともに普及啓発資材（パンフレット・ポスター）の改訂・作成作業を行っており、今月下旬には完成する予定です。完成後、ホームページで公表するとともに、ポスターについては9月を目途に関係機関等に配布しますので、安全対策の周知に当たっては、これらの普及啓発資材を積極的に活用してください。

なお、本件については、日本電気さく協議会及び農業団体等に対しても、関係者に改めて周知するよう依頼しています。

記

1. 今般の点検により確認された不適切な電気さくの設置事案について、改善指導を行うとともに、指導内容が確実に履行されるよう引き続き指導・確認を行ってください。
2. 電気さくの安全対策について、農畜産業者を含め、幅広く電気さく関係者に認知されるよう、以下の例示を参考に、繰り返し、継続して、様々な方法にて周知を行ってください。
〔例：自治会の会合で説明、パンフレット等の資料を全戸に回覧、都道府県や市町村の広報誌への掲載、普及指導員による説明、営農座談会での説明等〕
また、農作物の作付が多くなる春先や収穫前の秋口等、電気さくを設置することが多くなる時期に重点的な周知を行い、農林水産省が毎年展開している農作業安全確認運動の一環として周知を行うなど、地域の状況等に合わせて効果的な周知に努めてください。設置と撤去を繰り返す農畜産業者等に対しては、毎回必ず危険である旨の表示を行うなど、適切な安全対策が講じられるよう、周知してください。
3. 周知に加え、日常的な点検・改善指導を行ってください。

施行注意： 1 *は、農政局あては除く
2 []は、北海道あてを除く

案

27生産第1496号

27生畜第 827号

平成27年8月19日

日本電気さく協議会 会長 殿
一般社団法人農業電化協会 会長 殿

農林水産省生産局農産部農業環境対策課長
畜産部畜産振興課長

鳥獣による農作物等の被害の防止に係る電気さく施設における安全確保について（再度の周知徹底）

本年7月に発生しました、鳥獣被害防止のために設置された電気さくに起因する死傷事案を受け、全国の既設の電気さくについて、適切な電気さく用電源装置の使用や漏電遮断器の設置等の安全対策が必要に応じて行われているかなどの点検を緊急的に実施した結果、別紙1のとおり全国7,090箇所において適切な安全対策が講じられていないことが確認されました。このうち、大半は「危険である旨の表示がなされていない」事案でしたが、重大事故につながるおそれのある「適切な電気さく用電源装置を用いていない」事案や「漏電遮断器を設置していない」事案も確認されています。不適切な事案が多数確認された背景として、電気さくの安全対策に関して、設置者の認知が十分でなかったことが大きな要因であると考えられます。また、電気さくは農作物の生育等に合わせて設置と撤去を繰り返すために、危険である旨の表示を掲示し忘れたなどの報告もありました。

電気さくの安全対策については、平成27年7月21日付け課長通知（別紙2）にて都道府県及び農業団体等に対して周知徹底を依頼したところですが、これらの点検結果を踏まえ、電気さくによる感電事故の再発防止に万全を期すため、都道府県に対しては、下記事項について依頼しましたので、貴協議会（電化協会あて：貴協会）におかれましても、改めて電気さくの安全対策に係る周知徹底を図られるようお願いいたします。

また、経済産業省及び貴協議会（電化協会あて：日本電気さく協議会）とともに普及啓発資材（パンフレット・ポスター）の改訂・作成作業を行っており、今月下旬には完成する予定です。完成後、ホームページで公表するとともに、ポスターについては9月を目途に関係機関等に配布しますので、安全対策の周知に当たっては、これらの普及啓発資材を積極的に活用してください。

なお、本件については、都道府県や農業団体に対しても、関係者に改めて周知するよう依頼しています。

記

1. 今般の点検により確認された不適切な電気さくの設置事案について、改善指導を行うとともに、指導内容が確実に履行されるよう引き続き指導・確認を行ってください。
2. 電気さくの安全対策について、農畜産業者を含め、幅広く電気さく関係者に認知されるよう、以下の例示を参考に、繰り返し、継続して、様々な方法にて周知を行ってください。
〔例：自治会の会合で説明、パンフレット等の資料を全戸に回覧、都道府県や市町村の広報誌への掲載、普及指導員による説明、営農座談会での説明等〕
また、農作物の作付が多くなる春先や収穫前の秋口等、電気さくを設置することが多くなる時期に重点的な周知を行い、農林水産省が毎年展開している農作業安全確認運動の一環として周知を行うなど、地域の状況等に合わせて効果的な周知に努めてください。設置と撤去を繰り返す農畜産業者等に対しては、毎回必ず危険である旨の表示を行うなど、適切な安全対策が講じられるよう、周知してください。
3. 周知に加え、日常的な点検・改善指導を行ってください。

案

27生産第1496号

27生畜第 827号

平成27年8月19日

全国農業協同組合中央会 営農・経済改革推進部長 殿

全国農業協同組合中央会 農政部長 殿

公益社団法人全国農業共済協会 建物農機具部長 殿

全国農業会議所 総務部長 殿

全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部長 殿

一般社団法人日本草地畜産種子協会 会長 殿

公益社団法人中央畜産会 会長 殿

農林水産省生産局農産部農業環境対策課長

畜産部畜産振興課長

鳥獣による農作物等の被害の防止に係る電気さく施設における安全確保について（再度の周知徹底）

本年7月に発生しました、鳥獣被害防止のために設置された電気さくに起因する死傷事案を受け、全国の既設の電気さくについて、適切な電気さく用電源装置の使用や漏電遮断器の設置等の安全対策が必要に応じて行われているかなどの点検を緊急的に実施した結果、別紙1のとおり全国7,090箇所において適切な安全対策が講じられていないことが確認されました。このうち、大半は「危険である旨の表示がなされていない」事案でしたが、重大事故につながるおそれのある「適切な電気さく用電源装置を用いていない」事案や「漏電遮断器を設置していない」事案も確認されています。不適切な事案が多数確認された背景として、電気さくの安全対策に関して、設置者の認知が十分でなかったことが大きな要因であると考えられます。また、電気さくは農作物の生育等に合わせて設置と撤去を繰り返すために、危険である旨の表示を掲示し忘れたなどの報告もありました。

電気さくの安全対策については、平成27年7月21日付け課長通知（別紙2）にて都道府県及び農業団体等に対して周知徹底を依頼したところですが、これらの点検結果を踏まえ、電気さくによる感電事故の再発防止に万全を期すため、都道府県に対しては、下記事項について依頼しましたので、貴会*におかれましても、改めて電気さくの安全対策に係る周知徹底を図られるようお願いいたします。

また、経済産業省及び日本電気さく協議会とともに普及啓発資材（パンフレット・ポスター）の改訂・作成作業を行っており、今月下旬には完成する予定です。完成後、ホームページで公表するとともに、ポスターについては9月を目途に関係機関等に配布しますので、安全対策の周知に当たっては、これらの普及啓発資材を積極的に活用してください。

なお、本件については、都道府県及び日本電気さく協議会等に対しても、関係者に改めて周知するよう依頼しています。

記

1. 今般の点検により確認された不適切な電気さくの設置事案について、改善指導を行うとともに、指導内容が確実に履行されるよう引き続き指導・確認を行ってください。
2. 電気さくの安全対策について、農畜産業者を含め、幅広く電気さく関係者に認知されるよう、以下の例示を参考に、繰り返し、継続して、様々な方法にて周知を行ってください。
〔例：自治会の会合で説明、パンフレット等の資料を全戸に回覧、都道府県や市町村の広報誌への掲載、普及指導員による説明、営農座談会での説明等〕
また、農作物の作付が多くなる春先や収穫前の秋口等、電気さくを設置することが多くなる時期に重点的な周知を行い、農林水産省が毎年展開している農作業安全確認運動の一環として周知を行うなど、地域の状況等に合わせて効果的な周知に努めてください。設置と撤去を繰り返す農畜産業者等に対しては、毎回必ず危険である旨の表示を行うなど、適切な安全対策が講じられるよう、周知してください。
3. 周知に加え、日常的な点検・改善指導を行ってください。

施行注意：*は、全国農業共済協会及び日本草地畜産種子協会あては「貴協会」、全国農業会議所あては「貴会議所」

電気さくの安全対策に係る点検結果について

(平成27年8月17日までに都道府県等から農林水産省に報告のあったもの)

都道府県等	電気さく設置 市町村数	点検箇所数	不適切事例 がある 市町村数	不適切事例 総箇所数	不適切事例 内容			
					危険表示 関係	電源装置 関係	漏電遮断器 関係	開閉器 関係
合計	1,315	99,696	508	7,090	6,713	22	606	49
北海道	137	9,756	31	958	931	1	212	1
青森県	30	341	5	11	11	0	0	0
岩手県	33	1,609	17	165	146	0	26	0
宮城県	26	2,834	12	306	293	1	13	0
秋田県	17	241	9	39	32	0	2	11
山形県	23	597	10	84	83	0	2	0
福島県	51	2,695	19	206	202	0	4	8
茨城県	29	1,162	4	16	16	0	0	0
栃木県	24	3,113	16	439	415	1	35	0
群馬県	28	874	16	62	61	0	7	1
埼玉県	36	712	17	47	38	1	11	1
千葉県	30	3,928	14	206	201	0	6	0
東京都	13	139	1	2	2	0	0	0
神奈川県	21	790	6	89	89	0	0	0
山梨県	26	1,496	9	109	106	0	3	0
長野県	62	392	7	12	12	0	0	0
静岡県	34	4,086	27	757	712	10	50	2
新潟県	18	1,836	5	61	61	0	0	0
富山県	14	4,664	1	5	4	0	1	0
石川県	15	523	1	9	9	0	0	0
福井県	17	978	10	44	41	0	4	1
岐阜県	33	6,687	6	17	17	0	0	0
愛知県	17	136	6	24	22	0	2	0
三重県	25	1,028	10	117	107	0	10	0
滋賀県	17	212	14	53	46	0	8	0
京都府	22	1,283	11	99	78	2	20	0
大阪府	24	1,099	7	44	44	0	0	0
兵庫県	34	2,969	16	391	377	0	15	1
奈良県	25	375	8	40	37	0	0	3
和歌山県	29	2,908	6	214	214	0	0	0
鳥取県	17	630	9	58	58	0	0	0
島根県	17	1,016	8	151	128	4	27	0
岡山県	25	1,441	5	8	6	0	2	0
広島県	23	1,422	10	186	148	0	48	2
山口県	19	1,808	13	354	320	0	26	11
徳島県	19	1,190	7	91	69	0	33	0
香川県	16	572	7	29	27	0	2	0
愛媛県	19	1,638	7	67	64	0	3	0
高知県	32	1,069	18	185	182	0	1	4
福岡県	49	3,793	20	423	421	0	2	0
佐賀県	20	2,750	15	341	339	0	2	0
長崎県	20	9,216	2	6	0	0	6	0
熊本県	43	1,893	18	178	178	0	0	1
大分県	17	7,198	0	0	0	0	0	0
宮崎県	26	3,159	17	78	78	0	0	0
鹿児島県	36	1,035	26	268	255	2	15	1
沖縄県	7	257	5	19	17	0	3	0
関係機関	—	146	—	22	16	0	5	1

注1) 表中の「関係機関」は、電気さくを設置している農林水産省所管の独立行政法人や関係団体等、11の関係機関

注2) 1箇所に複数の不適切事例が含まれることがあるため、表中の「不適切事例 内容」の総数と「不適切事例総箇所数」が一致しない場合がある

写

27生産第1284号
27生畜第713号
平成27年7月21日

各地方農政局生産部長 殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿
北海道農政部長 殿

(農林水産省)*生産局農産部農業環境対策課長
畜産部畜産振興課長

鳥獣による農作物等の被害の防止に係る電気さく施設における安全確保について

今般、鳥獣被害防止のために施設された電気さくに起因する死傷事案が発生しました。電気さく施設における安全確保については、既に平成21年9月1日付け課長通知(別紙1)を発出し、指導してきましたが、今回の事案においても、電気さくの施設に当たって、電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)における感電防止のための適切な措置が講じられていなかった可能性があるところであり、今般の事案を受け、経済産業省から周知依頼(別紙2)があったところです。

つきましては、鳥獣被害防止及び家畜の放牧のための電気さくによる感電防止のための適切な措置の実施を通じ感電事故の再発を防止する観点から、〔貴管下都府県に対して、〕下記の事項及び別紙3の経済産業省「鳥獣害対策用の電気さくについて」のパンフレットの周知徹底とともに、既設の電気さくについて、電気さく用電源装置や漏電遮断器の設置など安全対策が必要に応じて行われているかなどの再点検・改善指導を実施し、8月7日(金)までに当方まで報告するよう依頼願います(北海道あて:お願いします)。

なお、本件については、農林水産省としても、ホームページを通じて引き続き注意喚起するとともに、日本電気さく協議会等及び農業団体に対しても、関係者に改めて周知するよう依頼しております。

記

1. 電気さくを施設した場所には、人が見やすいように適当な間隔で危険である旨の表示をすること。
2. 電気さくは、次のいずれかに適合する電気さく用電源装置から電気の供給を受けるものであること。
 - イ 電気用品安全法の適用を受ける電気さく用電源装置
 - ロ 感電により人に危険を及ぼすおそれのないように出力電流が制限される電気さく用電源装置であって、次のいずれかから電気の供給を受けるもの
 - (イ) 電気用品安全法の適用を受ける直流電源装置
 - (ロ) 蓄電池、太陽電池その他これらに類する直流の電源

3. 電気さく用電源装置（直流電源装置を介して電気の供給を受けるものにあつては、直流電源装置）が使用電圧30V以上の電源から電気の供給を受けるものである場合において、人が容易に立ち入る場所に電気さくを施設するときは、当該電気さくに電気を供給する電路には次に適合する漏電遮断器を施設すること。
- イ 電流動作型のものであること。
 - ロ 定格感度電流が15mA以下、動作時間が0.1秒以下のものであること。
4. 電気さくに電気を供給する電路には、容易に開閉できる箇所に専用の開閉器を施設すること。

施行注意：1 *は、農政局あては除く
2 []は、北海道あてを除く

写

27生産第1284号
27生畜第713号
平成27年7月21日

日本電気さく協議会 会長 殿
一般社団法人農業電化協会 会長 殿

農林水産省生産局農産部農業環境対策課長
畜産部畜産振興課長

鳥獣による農作物等の被害の防止に係る電気さく施設における安全確保について

今般、鳥獣被害防止のために施設された電気さくに起因する死傷事案が発生しました。

電気さく施設における安全確保については、既に平成21年9月1日付け課長通知(別紙1)を発出し、指導してきましたが、今回の事案においても、電気さくの施設に当たって、電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)における感電防止のための適切な措置が講じられていなかった可能性があるところであり、今般の事案を受け、経済産業省から周知依頼(別紙2)があったところです。

つきましては、鳥獣被害防止及び家畜の放牧のための電気さくによる感電防止のための適切な措置の実施を通じ感電事故の再発を防止する観点から、貴協議会(電化協会あて:貴協会)におかれましては、下記の事項及び別紙3の経済産業省「鳥獣害対策用の電気さくについて」のパンフレットの周知徹底を図られるようお願いいたします。

なお、本件については、農林水産省としても、ホームページを通じて引き続き注意喚起するとともに、都道府県や農業団体に対しても、関係者に改めて周知するよう依頼しております。

記

1. 電気さくを施設した場所には、人が見やすいように適当な間隔で危険である旨の表示をすること。
2. 電気さくは、次のいずれかに適合する電気さく用電源装置から電気の供給を受けるものであること。
イ 電気用品安全法の適用を受ける電気さく用電源装置

ロ 感電により人に危険を及ぼすおそれのないように出力電流が制限される電気さく用電源装置であって、次のいずれかから電気の供給を受けるもの

(イ) 電気用品安全法の適用を受ける直流電源装置

(ロ) 蓄電池、太陽電池その他これらに類する直流の電源

3. 電気さく用電源装置（直流電源装置を介して電気の供給を受けるものにあつては、直流電源装置）が使用電圧30V以上の電源から電気の供給を受けるものである場合において、人が容易に立ち入る場所に電気さくを施設するときは、当該電気さくに電気を供給する電路には次に適合する漏電遮断器を施設すること。

イ 電流動作型のものであること。

ロ 定格感度電流が15mA以下、動作時間が0.1秒以下のものであること。

4. 電気さくに電気を供給する電路には、容易に開閉できる箇所に専用の開閉器を施設すること。

写

27生産第1284号
27生畜第713号
平成27年7月21日

全国農業協同組合中央会 営農・経済改革推進部長 殿
全国農業協同組合中央会 農政部長 殿
公益社団法人全国農業共済協会 建物農機具部長 殿
全国農業会議所 総務部長 殿
全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部長 殿
一般社団法人日本草地畜産種子協会 会長 殿
公益社団法人中央畜産会 会長 殿

農林水産省生産局農産部農業環境対策課長
畜産部畜産振興課長

鳥獣による農作物等の被害の防止に係る電気さく施設における安全確保について

今般、鳥獣被害防止のために施設された電気さくに起因する死傷事案が発生しました。

電気さく施設における安全確保については、既に平成21年9月1日付け課長通知(別紙1)を発出し、指導してきましたが、今回の事案においても、電気さくの施設に当たって、電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)における感電防止のための適切な措置が講じられていなかった可能性があるところであり、今般の事案を受け、経済産業省から周知依頼(別紙2)があったところです。

つきましては、鳥獣被害防止及び家畜の放牧のための電気さくによる感電防止のための適切な措置の実施を通じ感電事故の再発を防止する観点から、貴会*におかれましては、下記の事項及び別紙3の経済産業省「鳥獣害対策用の電気さくについて」のパンフレットの周知徹底を図られるようお願いいたします。

なお、本件については、農林水産省としても、ホームページを通じて引き続き注意喚起するとともに、都道府県及び日本電気さく協議会等に対しても、関係者に改めて周知するよう依頼しております。

記

1. 電気さくを施設した場所には、人が見やすいように適当な間隔で危険である旨の表示をすること。
2. 電気さくは、次のいずれかに適合する電気さく用電源装置から電気の供給を受けるものであること。

イ 電気用品安全法の適用を受ける電気さく用電源装置

ロ 感電により人に危険を及ぼすおそれのないように出力電流が制限される電気さく用電源装置であって、次のいずれかから電気の供給を受けるもの

(イ) 電気用品安全法の適用を受ける直流電源装置

(ロ) 蓄電池、太陽電池その他これらに類する直流の電源

3. 電気さく用電源装置（直流電源装置を介して電気の供給を受けるものにあつては、直流電源装置）が使用電圧30V以上の電源から電気の供給を受けるものである場合において、人が容易に立ち入る場所に電気さくを施設するときは、当該電気さくに電気を供給する電路には次に適合する漏電遮断器を施設すること。

イ 電流動作型のものであること。

ロ 定格感度電流が15mA以下、動作時間が0.1秒以下のものであること。

4. 電気さくに電気を供給する電路には、容易に開閉できる箇所に専用の開閉器を施設すること。

施行注意：*は、全国農業共済協会及び日本草地畜産種子協会あては「貴協会」、全国農業会議所あては「貴会議所」

今後の電気さくの安全対策徹底の対応方針について

平成27年8月19日

1. 各省庁からの安全対策の周知

- 安全点検の結果を受け、農牧地については、農林水産省から、都道府県や農業団体に対し、収穫期等のタイミングで、農牧従事者に継続的・反復的に安全対策を周知するよう、改めて通知・要請。また、農作業安全確認運動（秋は9月～10月）等での啓発活動を実施。
- 経済産業省は、安全点検を継続しつつ、電気使用安全月間（8月、既に実施中）での啓発活動、ホームセンター等でのポスター掲示の依頼等を実施。
- 各省庁は、農牧地以外でも電気さくが利用されている実態に鑑み、引き続き周知活動の取り組みを実施。

2. 不適切事案に対する改善指導

- 農牧地、ゴルフ場等の不適切事案については、各省庁が都道府県や業界団体を通じ、法令に沿った改善指導を徹底。
- 改善指導を受けてもなお、電源装置の設置など、特に重要な安全対策を講じない者に対しては、各省庁から経済産業省へ情報提供を行い、経済産業省が電気事業法に基づく立入検査や技術基準適合命令（改善措置が講じられるまでの間の設備の使用停止等）を行う。

3. 不適切な自作電気さくに対する規制強化の検討

- 上記の周知や改善指導を受けた対応の状況等を見極めつつ、必要に応じて電気さくへの規制のあり方を検討。